

障害福祉サービス事業所 古賀の里運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵仁会が開設する訪問介護事業所古賀の里（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所は厚生労働大臣が定める居宅介護従事者の資格要件に該当する者（以下「ホームヘルパー等」という。）が、介助等を必要とする障害者に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、障害者等が居宅において自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体及び状況に応じて日常生活全般及び外出移動介護の援助を適正かつ効果的に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護事業所 古賀の里
- (2) 所在地 長崎市古賀町 806番地2
- (3) 電話番号 095-839-2775
- (4) FAX 095-839-2837

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) サービス提供責任者 6名（兼務）

うち行動援護については2名

サービス提供責任者は、事業所に対する当該事業利用の申込みに係る調整、ホームヘルパー等に対する技術指導、個別支援計画の作成等を行う。

- (3) ホームヘルパー等（登録型含む）

介護福祉士 17名（サービス提供責任者含む）

うち行動援護については 1名

2級課程修了者 13名

ア. ホームヘルパー等は、個別支援計画に基づき、居宅介護の提供を行う。

イ. ホームヘルパー等は、居宅介護等の提供に際し、身分証明書を携行するものとする。

ウ. ホームヘルパー等は、利用者宅を訪問する毎に原則として、利用者の確認を受けるものとする。

(4) 事務職員 2名（兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、年末年始の休日（12／31～1／2）を除く日とする。

(2) 営業時間 午前8時45分～午後6時まで（月～金）

午前8時45分～午後5時45分まで （土、日、祭日）

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護の内容及び利用料等）

第6条 居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりです。

居宅介護・・・ 身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害がある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者

重度訪問介護・・・身体障害者・障害児（身体に障害がある児童のみ）・難病患者

同行援護・・・ 視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者

第7条 居宅介護の内容は次のとおりとし、居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の1割負担とする。ただし低所得の方については月額負担上限額の認定区分による利用者負担軽減措置を行う。

(1) 身体介護

(2) 家事援助

(3) 通院介助

(4) 重度訪問介護

(5) 行動援護

(6) 同行援護

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（三重町、三京町、畝刈町、式見町、旧高島町、旧伊王島町、旧野母崎町、旧外海町、旧琴海町を除く長崎市の地域）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 ホームヘルパー等は、居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(身体的拘束等の禁止)

第11条 事業所は、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- (3) 感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備する。
- (5) 従業者に対する感染症の予防及び、まん延の防止のための研修の実施

(ハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- (1) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練等を定期的に実施する。
- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更等行う。

(苦情処理)

第15条 提供した居宅介護に関する利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(自立支援への対応)

第16条 地域生活を営むことができるよう日常生活能力の向上に努め、個別支援計画による効果的なサービス提供を行う。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は、ホームヘルパー等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) スキルアップ研修 毎月 1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、居宅介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領

の日から5年間保存するものとする。

- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年5月1日（第2条、第4条(3)・第7条）一部改正

平成18年10月1日 一部改正

平成20年6月1日（第4条(2)・(3)）一部改正

平成20年7月1日（第4条(2)・(3)）一部変更

平成20年8月1日（第6条(3)・(4)）一部変更

平成21年5月21日（第4条(1)・(2)・(3)）一部変更

平成22年2月1日（第4条(2)・(3)）一部変更

平成23年4月1日（第4条(3)・第5条(2)）一部変更

平成23年10月1日（第6条(5)）一部改正

平成25年10月1日 一部改正

平成28年4月1日（第4条(2)・(3)・第5条(2)・第13条(2)）一部変更

平成30年8月1日（第4条(3)）一部改正

2019年4月1日（第4条(3)）一部改正

令和02年5月1日（第4条(3)・第6条）一部改正

令和03年4月1日（第4条(3)）一部改正

令和03年4月5日（第10条・第14条）一部改正・追記

令和05年4月1日（第4条(3)第10条(5)第11条・第12条・第13条
第14条・第15条・第16条・第17条）一部改正・追記

令和06年4月1日（第4条(3)）一部改正